

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
分担研究報告書

SIDS関連判例の日米比較－日本における判例の動向

分担研究者 澤口聡子（東京女子医科大学医学部法医学教室）
仁志田博司（東京女子医科大学母子総合医療センター）
研究協力者 加藤久雄（慶応義塾大学法学部）
福井ステファニー（日本SIDS家族の会）

研究要旨：日本における乳幼児突然死症候群（SIDS）判例の傾向と動向を、判例データベースを用いて調査した。判例データベース”判例マスター””判例体系”を用いて、1972年から1998年までの日本における判例の中から、SIDSをキーワードとする33判例を抽出した。これら33判例より、以下の事項が判明した。1）29判例(87.9%)が損害賠償請求、3判例(9.1%)が業務上過失致死である。2）1970年代に4判例(12.1%)、1980年代に13判例(39.4%)、1990年代に15判例(45.5%)が争われている。3）被告は、保育所の経営者が18人(54.5%)、病院の経営者が7人(21.2%)、国・地方自治体が6例(18.2%)、看護婦が1人(3.0%)、保母が3人(9.1%)、家庭福祉員が1人(3.0%)である。4）判決結果は、請求容認が6例(18.2%)、請求棄却が23例(69.7%)、無罪が3例(9.1%)である。5）判決結果では、SIDSが14例(42.4%)、窒息が10例(30.3%)、窒息かSIDSか特定できない事例が8例(24.2%)である。6）上告は1例(3.0%)のみ。7）解剖が試行されたものは18例(54.5%)である。8）組織化学的検査が試行されたものは10例(30.3%)である。日本国内の判例に対応して米国のSIDS判例を外国判例データベース”Lexis”から、SIDSをキーワードとして、156例を抽出した。しかし、その内容を調査した結果、SIDSそのものを対象とした訴訟は10例程度であることが判明した。これは、米国において、日本におけるよりも遥かにSIDSが啓蒙されている事、その為、SIDSそのものを対象として訴訟化する事例が少ないと推測される。

A．研究目的

日本における乳幼児突然死症候群（SIDS）の訴訟において、家族側の勝訴率が低いことが指摘されている。この傾向を確認し、日本におけるSIDS判例全体の動向と傾向を報告することを本報告の目的とする。来年度において、勝訴率の比較の為に、アメリカにおけるSIDS判例を使用し、日米比較する。

B．研究方法

日本における判例の抽出の為に、判例データベース”判例体系””判例マスター”（1972年～1988年）を利用し、キーワードとして”乳幼児突然死症候群”を使用した。抽出された判例について、事例内容、判決年、被告、判決結果、上告例数、解剖の有無、組織学的検査の有無を調査した。調査結果より、勝訴率・上告率を算出した。

アメリカにおける判例の抽出の為に、外国判例データベース”Lexis”から、”Sudden Infant Death Syndrome”をキーワードとして該当判例を抽出し、

読解した。

C．結果

日本においては、33判例が抽出され、全てSIDSを直接の対象とする訴訟例であった。これらの判例において、上記の事項についての結果は以下の通りであった。

1）29判例(87.9%)が損害賠償請求、3判例(9.1%)が業務上過失致死である。

2）1970年代に4判例(12.1%)、1980年代に13判例(39.4%)、1990年代に15判例(45.5%)が争われている。

3）被告は、保育園・宅児所の経営者が18人(54.5%)、病院の経営者が7人(21.2%)、国・地方自治体が6例(18.2%)、看護婦が1人(3.0%)、保母が3人(9.1%)、家庭福祉員が1人(3.0%)である。

4）判決結果は、請求容認が6例(18.2%)、請求棄却が23例(69.7%)、無罪が3例(9.1%)である。ただし、請求容認の2例は過失相殺、1例は一部容認。

5) 判決結果では、SIDSが14例(42.4%)、窒息が10例(30.3%)、窒息かSIDSか特定できない事例が8例(24.2%)である。

6) 上告は1例(3.0%)のみ。

7) 解剖が試行されたものは18例(54.5%)である。

8) 組織化学的検査が試行されたものは10例(30.3%)である。

9) 家族側の勝訴率は18.18%。

10) 上告率は3.33%。

アメリカについては、156判例が抽出され、そのうちSIDSを直接の対象とする訴訟例は、10例程度であった。

D. 考察

日本におけるSIDS訴訟数は増加傾向にあるようにみうけられる。その訴訟傾向は、判決においてSIDSか窒息かを争い、SIDSであることを被告側の免責根拠とするものが多い。家族側の勝訴率は2割に満たず、請求容認の場合も過失相殺、一部容認が含まれている。このような訴訟傾向は、日本特有のものであるように見受けられる。また、判決の妥当性についても、再考の余地がある場合も存在するであろう。SIDSに関する啓蒙がさかんなアメリカでは、判例文中にSIDSが用いられることは多くこのため156例もの判例が抽出されたが、実際にSIDSを直接の対象とする判例数は非常に少なかった。アメリカでは、SIDSが一般に広く啓蒙されている為、訴訟化する事が少ない為と思われる。このことは、日本において、SIDSに関する啓蒙が必須であることを示唆している。特に警察・検察・司法関係者に対する正しくかつ新しい専門的知識の教育および啓蒙が必要であると思われる。

E. 結論

日本におけるSIDS訴訟の傾向は特有であり、SIDSに関する啓蒙が必要であることを示唆している。特に、警察・検察・司法関係者に対する正しくかつ新しい専門的知識の教育・啓蒙が必須であると思われる。

F. 研究発表

1. 学会発表

Sawaguchi T, Kato H, Nishida H, Sawaguchi

A. Survey of precedents relating to sudden infant death syndrome in Japan utilizing judicial precednet databases.

The VIIIth ESPID(European Society for the Study and Prevention of Infant Death) Conference. Jerusalem.

5.30-6.4,1999

文献